

※代理受領制度あります。

令和6年度 耐震化促進事業のご案内

「木造住宅耐震改修工事補助事業」



旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震改修工事を実施される方に、工事に要する費用の一部を補助します。



補助の主な条件

次の①～⑤のすべてに該当する耐震改修工事を行う木造住宅の所有者が対象となります。

- ① 現在、居住している一戸建ての住宅の耐震改修工事
- ② 昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された住宅の耐震改修工事
- ③ 多治見市が要綱に定める耐震診断法に基づいて耐震診断を実施した住宅の耐震改修工事
- ④ 多治見市が要綱に定める講習を修了した岐阜県木造住宅耐震相談士が設計及び工事監理を行う耐震改修工事
- ⑤ 次のいずれかに該当する耐震改修工事であること。
 - (1) 多治見市が要綱に定める耐震診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅で、耐震改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。
 - (2) 多治見市が要綱に定める耐震診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された木造住宅で、耐震改修後の評点が0.7以上となる家具の固定を伴う耐震改修工事であること。

補助金の額

- (1) 耐震改修後の評点が1.0以上となる工事について、補助金の限度額は110万円です。
- (2) 耐震改修後の評点が0.7以上となる工事について、補助金の限度額は84万円です。

●補助金の算定については、下記担当に確認して下さい。

- 【例】(1)では耐震改修工事にかかる経費が200万円の場合、補助金額が110万円・本人負担金額は90万円となります。(税抜き)
(2)では耐震改修工事にかかる経費が140万円の場合、補助金額が76.1万円・本人負担金額は63.9万円となります。(税抜き)

※**代理受領制度**とは…本制度を利用すれば、耐震改修工事にかかる経費から補助金額を差し引いた金額のみを用意すればよくなり、申請者は当初の費用負担が軽減されます。(ただし、制度利用にあたっては諸条件があります)

- 申込期限は、令和6年11月29日(金)まで(令和7年1月31日(金)までに事業が完了するものに限る)
ただし、予算が無くなり次第、受付は終了させていただきます。

上記以外にも詳細な条件等がございますので、詳しくは下記の間合せ先までお問い合わせください。

申込み先・問合せ先

多治見市役所(本庁舎)3階 都市計画部 開発指導課 窓口
電話：(0572) 22-1336 (ダイヤルイン) 建築指導グループ 磯部、山田
ホームページ：http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kaihatsu/taishinka/

